

# 医師の働き方改革に関するお願い

令和6年4月から医師の働き方改革が始まり、医師の時間外労働時間の上限規制が適用されました。

京都市立病院では、質の高い医療を維持しつつ、医師をはじめとした病院職員の働き方を見直していきます。

患者さんやそのご家族の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 患者さん及びそのご家族へのお願い

- 病状の説明や手術・検査等の説明を、原則、平日の午前9時から午後5時に終了できるようご協力をお願いします。  
※ただし、救急や緊急時等、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 土日・祝日・夜間は、原則、当直医・当番医が対応します。  
当直医・当番医は、主治医と連携しながら適切な診療を行いますので、ご理解ください。
- 症状の安定した患者さんは、かかりつけ医をご紹介します。
- 医師以外の職種が実施可能な業務について、他職種（看護師、薬剤師、メディカルスタッフ等）への業務分担（タスクシフト）を進めています。

京都市立病院 院長 黒田啓史



「医師の働き方改革」について詳しくお知りになりたい方は、厚生労働省ホームページ「医師の働き方改革」をご覧ください。

